

件名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	情報政策課
根拠法令等	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成18年5月26日公布、公布日から6月以内で政令で定める日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正されることに伴うもの</p> <p>1 情報提供手数料を納入することとなる対象者の拡大 法第17条第4項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）</p> <p>法第17条第4項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）及び同条第6項に規定する団体署名検証者（以下「団体署名検証者」という。）</p> <p>2 情報提供手数料の額の決定における考慮事項 署名検証者の法第17条第1項に規定する行政機関等又は認定認証事業者等の別その他の事情</p> <p>第17条第1項各号に掲げる者又は団体署名検証者の同条第5項各号に掲げる団体若しくは機関の別その他の事情</p>	
施行日	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行日
<p>【その他参考事項】</p> <p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の概要</p> <p>1 利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大</p> <p>(1) 署名検証者の範囲の拡大</p> <p>ア 自動車税、車庫証明等の手続を一度に済ませる自動車ワンストップサービス等を想定</p> <p>イ 私立大学等による電磁的記録の提供を想定</p> <p>(2) 署名確認者、団体署名検証者制度の創設</p> <p>ア 司法書士及び日本司法書士会連合会、行政書士及び日本行政書士会連合会等による申請、届出等の手続を想定</p> <p>イ 公証人及び日本公証人連合会、医師及び社団法人日本医師会等による電磁的記録の提供を想定</p> <p>2 都道府県知事から指定認証機関への委任事務の追加</p> <p>3 自己の認証業務情報の開示に関する事務の規定の見直し</p> <p>情報提供手数料</p> <p>1 利用者が電子申請を行ったことを確認するための失効情報の提供及び失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料</p> <p>2 指定認証機関に納められた情報提供手数料は、当該指定認証機関（財団法人自治体衛星通信機構）の収入とする。</p> <p>3 基礎となる額</p> <p>(1) 指定認証機関が行う失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額</p> <p>(2) 指定認証機関が行う失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額</p>	